

2014年暫定憲法44条による国家平和秩序評議会（NCPO）の総選挙実施準備期間の延長に対し、タイ国家立法議會議長 「不可能」強調



2014年暫定憲法44条による国家平和秩序評議会（NCPO）の総選挙実施準備期間の延長に対し、タイ国家立法議會議長は「それは不可能だ」と強調し、「総選挙に向けた150日の間隔が新憲法に規定されている」という理由を明示しました。

2018年1月2日の記者会見で、2014年暫定憲法44条に基づき、NCPOが総選挙に向けた150日の準備期間を延長する命令を発する可能性があると見て、今年の総選挙実施予定に影響が出るという懸念について、特任教授ポンペット・ウィチットチョンラチャイタイ国家立法議會議長は、「総選挙の準備として150日の間隔を置いているのは最高法規である現行新憲法の規定に定められているので、暫定憲法44条に基づくNCPOの命令は、その間隔の調整が不可能だ。調整又は変更するならば、選挙に関する憲法の一部修正が必要とされているが、44条ではその実行はできないわけだ。新憲法の公布・施行以来、NCPOによる違憲行為は一つもなく、オンブズマン法をはじめとする憲法附属法律の内容は新憲法の条文に定められていても、新憲法の過程規定に定められているのなら、違憲ではない。というわけで、全ての実行は可能だ」と意見を述べました。

衆議院事務局 国会ラジオ・テレビ放送局

記事: ドゥシット・ブッタヨーティー

編集: ラッカナー・ティアックトーング

衆議院事務局 外国語事業担当局 日本語通訳・翻訳

翻訳: タカウィット ミンクワン